

伝統工芸品等台東館 1 階展示に係わるディスプレイ等制作委託仕様書

東京都立産業貿易センター台東館

1 目的

- (ア) 台東館・台東区民会館（以下「台東館」という。）1階エントランス中央柱回りに、東京都及び台東区の伝統工芸品または地場産品（これらを「展示物」という、以下同じ）の、常設展示棚を設置する。
- (イ) これは、以下を目的として展示するものである。
- ① 伝統工芸品または地場産品の販売につなげる。
 - ② 台東区立江戸下町伝統工芸館や、台東館 3 階ビジネスラウンジでの展示に誘導する。
 - ③ これらにより、伝統工芸産業や地場産業の発展を図る。
 - ④ これらの公共貢献活動を通して、台東館及び区民会館のプレゼンス向上を図る。
- (ウ) 展示棚に展示物をより効果的に展示するように、展示物の選定、制作者への取材、ディスプレイ、パンフの制作、展示棚製作者とのアライアンス構築等業務を委託する。

2 展示の基本コンセプト

(ア) 「誰が」

- ① 展示スペースは、以下の複数の権利者の権利が重畳している。
 - (イ) 建物共有者としての、東京都と台東区。
 - (ロ) 管理運営者（指定管理者）としての、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という）。
- ② 本委託業務の資金負担
 - (イ) 展示棚の所有権は、公社である。
 - (ロ) 本委託業務は、公社が委託者となる。
 - (ハ) 設置完了後は、公社と台東区が共同して運営に当たる。

(イ) 「誰に」

- ① 台東館、台東区民会館入場者に展示し訴求する。
- ② 年間入場者は、およそ 87 万人である。
- ③ 展示会場入場者は、68%が展示会、11%が物販であることから、ビジネスを目

的とした男女が多く、時としてファミリーでの来場もある。

- ④ 海外からの入場者への情報発信も考慮に入れる。

(ウ) 「何を」

- ① 東京都の伝統工芸品（40品の指定あり）や都内地場産業品。更に台東区の伝統工芸品（指定はない）や台東区地場産業品。
- ② 比較的購入しやすい品、おおよそ、3万円程度まで。
- ③ 展示品は、台東館での直接販売することはせず、購入の動機を起こさせることを目的とし、購入の為の情報をここで発信してゆく。

(エ) 「どうやって」

- ① 以下3つのシーンを想定して、展示物を展示する。

(イ) デートシーン

男女が映画館、あるいは映画を見た後に、レストランで食事をしているシーン。

(ロ) 趣味嗜好のシーン

外で釣りなど趣味をいそしんだ後、蕎麦屋でオヤジが一人のシーン

(ハ) 暮らしのシーン

家の中で母と娘が日常生活をしているシーン

(ニ) 以上3シーンのイメージは、添付「展示シーン提案」を参照のこと。

- ② さらに、「伝統工芸品とは何か」を発信するコーナーを、1つ設ける。そこには、ディスプレイのほか、モニターを設置し、拝借する動画（都からの借り物）を無声で流す。
- ③ 以上の展示や説明の内容を情報として発信する為に、専用リーフレットの制作やQRコードの記載を行う。

3 業務委託内容

(ア) 受託者は、自らの費用をもって、以下の業務を受託する。

(イ) 基本コンセプトに基づいた、ストーリーは既に立案されているので、それに沿った、工芸品等の選択と使用貸借の交渉、ディスプレイデザインの立案・制作、背景パネルの制作を行う。

- ① 3ストーリーを展示する。
- ② 各ストーリーに最低4個の展示品を設定する。
- ③ 各ストーリーとも、原則1年間の展示を継続できるようにする。
- ④ さらに1箇所の展示には、モニターで動画（借り物）を流し、伝統工芸品とは何か、又展示の趣旨を説明する。

(ウ) 各ストーリーと、「伝統工芸品とは何か」、の計4種類の説明用紙媒体（リーフレッ

ト) の制作印刷

- ① 展示物制作者の紹介
- ② 技法の紹介
- ③ 素材の説明
- ④ 歴史の紹介
- ⑤ 工房体験可否やその連絡先
- ⑥ SNS 対策の提案をいただきたい
- ⑦ QR コード印刷
- ⑧ 制作者への取材を行う。公社または、台東区からの紹介を得て、十分なヒアリングと事前準備を行ってから後行う。
- ⑨ 写真の撮影も行う。
- ⑩ 印刷は、各ストーリー**500**枚とし、三つ折とする。
- ⑪ 文字校正、色校正は、最低でも、**2**回行う時間を確保する。
- ⑫ 仕様
 - (イ) サイズ 仕上がりサイズ **H210mm×W99mm** (展開サイズ **A4** 版 横位置)
 - (ロ) 加工 巻三つ折
 - (ハ) ページ数 **6** 頁
 - (ニ) 印刷 オフセット カラー **4色+4色**
 - (ホ) 用紙 再生コート紙菊判 **93.5 k g**
 - (ヘ) 部数 **500** 枚
- ⑬ リーフレット等を使用した、展示の効果測定のプロ案をいただきたい。

(エ) 展示棚実施設計者への、制作アドバイスとアライアンスの実施。

- ① 棚の設計は、既に基本設計が完了し、今後は基本コンセプトに沿って、若干の手直し(実施設計)をすることとなる。
- ② 展示棚制作は、本委託業務には含まれない。
- ③ 展示棚サイズの微調整アドバイス。
- ④ 中央柱へのディスプレイ方法。
- ⑤ 紙媒体の設置場所。
- ⑥ 動画をながすモニターとその電源の設置場所。モニター購入は本委託業務には含まれない。
- ⑦ 設置完了後 **12**ヶ月間の瑕疵担保責任を、実施設計者及び制作者と連帯して負

う。

- (オ) 動画（都、公社。区などから提供が可能）を、モニターで継続して流す。
- (カ) 設置、ディスプレイの指導調整。
- (キ) 委託者との打ち合わせや取材など、その議事録（記録）を、実施後 3 日以内に委託者に提出し、委託者の了解を得る。
- (ク) 台東館の設置目的に支障のないように十分配慮すること。
- (ケ) 以上のコンセプトにしたがって、最も効果的に、展示品のディスプレイを制作設置、コーディネートすることを委託する。
- (コ) 展示のネーミング「EDO MODE」（第 1 候補）「江戸 MODE」（第 2 候補）の使用可否の検討、使用不可の場合の他のネーミングの立案協議。

4 業務委託場所

- (ア) 都立産業貿易センター台東館（東京都台東区花川戸 2-6-5）1 階エントランス内、中央柱周り。
 - ① 都立産業貿易センター台東館とは
 - (イ) 東京都の指定管理者たる公社が管理運営を行っている。
 - (ロ) 2 階会議室と 4 階から 7 階までの展示会場を運営する。
 - (ハ) 設置目的は、中小企業振興のための、販路開拓としての展示開催。
 - (ニ) 年間約 48 万人が来館する。
 - ② 台東区立台東区民会館とは（参考情報）
 - (イ) 台東区が直接管理運営を行っている。
 - (ロ) 8,9 階の会議室、ホールの運営・
 - (ハ) 年間約 39 万人が来館する。
 - ③ 全 9 階建て建物で、総床面積は 19,505 m²である。

5 業務納期限

- (ア) 平成 29 年 10 月 31 日（火）
 - ① 展示棚の制作設置期限は、平成 29 年 8 月 17 日としているので、展示棚設置工事期間（8 月 14 日から 17 日）には、現場での立会いをお願いする。
 - ② 設置に当たっては、入場者の通行や利用の阻害となることを避ける為の配慮をしなければならない。

6 契約内容の公開

- (ア) 公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を

以下のとおり公表いたします。

- (イ) 公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額
- (ウ) 公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により 公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

7 著作権

- (ア) 本件委託においては、著作権の取扱に十分注意すること。
- (イ) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、会社に譲渡すること。
- (ウ) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (エ) 本件に使用する写真について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ会社に通知するとともに、第三者との間で発生した 著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (オ) 成果物については、会社または会社の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (カ) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 支払い方法

検収後、受託者からの請求に基づき 30 日以内に口座振込みにより支払う。

9 セキュリティポリシー要件

- (ア) 受託者は、本委託業務の受託にあたり、以下に定める情報セキュリティに係る事項を遵守すること。
- (イ) 本委託業務の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成 2 年東京都条例第 113 号）を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (ウ) 本委託業務の履行にあたって、第三者に外注・再委託する場合、再委託の内容、再委託先及び その責任者、作業員、作業場所、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等、その外 会社の要求する事項について文書で提出し、あらかじめ

公社の承諾を得ること。

- (エ) 本委託業務の内容及び本委託業務の履行により知り得た内容について、目的外使用及び第三者への提供を行ってはならない。
- (オ) 本委託業務の履行にあたっては、受託者自身が提案した実施手順・実施計画等を遵守し、委託者に提供するサービスの内容及びレベルを保証すること。
- (カ) 本委託業務に携わる人材に対し、適切な教育を実施すること。
- (キ) 本委託業務に係る定期報告及び緊急時報告を必ず行うこと。
- (ク) 本委託業務終了時には、取得した情報資産の返還及び廃棄等を適切に行うこと。ただし、印刷物の刷版等、本委託事業終了後に増刷の可能性があるコンテンツに係る情報資産の一部については、委託者の求めに応じて適切に保管すること。
- (ケ) 委託者又はシステム管理者による監査、点検、検査の要請があった場合、これに協力すること。
- (コ) 本要件が遵守されず、情報セキュリティ事故が発生した場合、受託者は委託者に対し損害賠償等の義務を負うこと。また、委託者は情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表を行うことができる。

1 0 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

1 1 応募先、質問先

〒111-0033 東京都台東区花川戸 2-6-5

都立産業貿易センター台東館 総務経理グループチーフ 岩江

電話：03-3844-6220 メールアドレス：y-iwae@sanbo.metro.tokyo.jp